

JAL 整理解雇事件の公正判決を求める要請書

平成 24 年（ネ）3123 号事件のパイロット 70 名の控訴審、および平成 24 年（ネ）3458 号事件の客室乗務員 71 名の控訴審において、東京高裁は、解雇の無効確認等を求める控訴人（原告）側の控訴を棄却する判決を出しました。それは、憲法に基づいて保護される個人の尊重、法の下での平等、生存権、勤労権、団結権、そして裁判を受ける権利をも踏みにじる極めて不当な判決です。また、余剰人員の存在の立証責任を被控訴人（被告）に求めないなど裁判ルールを逸脱し、会社更生法を労働法に優先させ、信義則違反や不当労働行為の事実を不問にするなど、著しく不当な判決であり、断じて認めることはできません。

日本航空の破綻と再生は「空のネットワークと国益の確保」の目的で政府指導の下で進められて来ました。破綻後の「更生計画」の遂行は極めて順調で、2010 年 12 月の解雇時点で営業利益も人員削減数も更生計画の目標を超過達成していました。それどころか、本件解雇後に 2000 名以上の客室乗務員が新規採用され、パイロットの訓練再開と新規採用も始まっています。このような状況で解雇が容認されることは社会常識に反することです。

航空会社の存立基盤は安全です。ベテランパイロット、ベテラン客室乗務員の年齢や病欠欠勤を理由とした解雇は運航の安全に関わる重大な問題です。また、解雇されたベテランには会社にモノを言い続けてきた組合役員やその経験者が多く含まれています。本件解雇はそうした労働者を会社から排除することを目的とした不当労働行為でもあります。国際労働機関（ILO）は、2012 年 6 月および 2013 年 10 月の 2 度にわたり勧告を出し、整理解雇事件の抜本的解決のために労使協議が不可欠であることを指摘し、日本政府に対して、労使協議の実現のために力を尽くすことを求めています。このように JAL 整理解雇事件は国際社会からも注目されています。

働く者の人権の擁護と航空輸送の安全確保のためにも、東京高裁の判決が確定することは認められません。私たちは、最高裁判所に対して、次の事項を要請します。

要 請 事 項

JAL 整理解雇事件について、東京高裁の判決を見直し、労働者の権利擁護と事件の全面的な解決につながる公正な判断をください

名 前	住 所

JAL 不当解雇撤回裁判原告団